

厚岸町条例第5号

町立特別養護老人ホーム条例及び厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

厚岸町長 若狭 靖

町立特別養護老人ホーム条例及び厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

(町立特別養護老人ホーム条例の一部改正)

第1条 町立特別養護老人ホーム条例(昭和56年厚岸町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「及び同法第8条の2第9項」を「に限る。」及び介護予防(同法第8条の2第7項)に改め、同条第7号中「第8条第26項」を「第8条第27項」に改める。

第4条第1号中「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に改め、同条第2号中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改め、同条第3号中「第8条第26項」を「第8条第27項」に改める。

第8条中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に改める。

(厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正)

第2条 厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例(平成3年厚岸町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「規定により」を「規定による」に、「及び同条第7項に規定す

る訪問入浴介護及び通所介護並びに同法第8条の2第3項及び同条第7項に規定する介護予防訪問入浴介護及び介護予防通所介護」を「に規定する訪問入浴介護及び同法同条第7項に規定する通所介護に限る。）、介護予防（同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護に限る。）及び介護予防・日常生活支援（同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イに規定する基準に基づく旧介護予防通所介護に相当する事業（以下「介護予防通所相当サービス」という。）に改める。

第3条第1号中「第8条の2第3項」を「第8条の2第2項」に改め、同条第2号中「及び同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 介護予防通所相当サービス

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。